京都市訓令甲第 2 2 号 教育委員会事務局 学 校 幼 稚 園

教 育 機

関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第4条第2項中「教育相談総合センターカウンセリングセンター長」を「生涯学習部の施設運営課長、教育相談総合センターカウンリングセンター長」に改める。

別表課長(教育機関の課長を除く。),学校事務支援室長,教育環境整備室長,体育健康教育室の保健安全課長,生涯学習部の生涯学習推進課長及び施設運営課長,総合教育センター研修課長並びに京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項中「及び施設運営課長」を削り,「並びに京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を「及び京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を「及び京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を「及び京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」に改める。

別表教育相談総合センターカウンセリングセンター長,子育て支援総合センターこど もみらい館総務課長,青少年科学センター市民科学事業課長及び野外活動施設花背山の家 事業課長の項中「教育相談総合センターカウンセリングセンター長」を「生涯学習部の施 設運営課長,教育相談総合センターカウンセリングセンター長」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)